

第10回運営小委員会 議事要旨

日 時：平成20年9月16日（火）18時30分～20時30分

場 所：（社）日本監査役協会 本部A会議室

議 事：1. 各論の検討（4）会社法と金融商品取引法の問題②

イ）監査役（会）に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することについて

ロ）監査役と財務・会計の知見

2. その他

議事内容

1. 会計監査（会社法と金融商品取引法）と監査役（論点整理2）

事務局より、標題について説明があった。

事務局（町田行人弁護士） 「資料1」に基づいて説明をします。1頁と2頁の「関会長からの指摘」と、3頁の「監査役と会計監査人の連携、会社法の制度」は説明を省略しますので、あとで参照してください。4頁の「金融審議会の指摘」と、5頁の「国会における附帯決議」で、「インセンティブのねじれ問題について、何らかの解決を図る必要がある」という指摘があります。6頁から8頁の「岩原先生の指摘」についても、説明は省略します。

9頁の「六 提起されている論点」に基づいて説明をします。16頁以降は、「六」で記載されている部分の詳細な説明ですので、適宜必要に応じて参照してください。

「脚注4」に挙げていますが、監査人の独立性を確保するためには、監査人側の自覚、精神的独立性が重要であることは言わずもがなだと思いますが、ここでは、独立性の確保のための制度的枠組みを検討するので、監査人側の問題は検討の対象にしていません。

「論点1. 監査人の経営者からの独立性を確保し、財務情報の適正性を確保するためには、監査人の選任・報酬決定を経営者以外の機関（監査役）が主導すべきか」、当たり前のことですが、議論の出発点として、何のために議論をするのか、改めて確認の意味で挙げています。

既に会社法上、会計監査人の選任・報酬決定について同意権が付与されており、制度的な狙いとしては、「会計監査人の経営者からの独立性確保が重要である」という判断を前提に、そのような制度ができていると考えられるので、政策論としての方向性は既に示されていると考えられます。

ただ、現行の制度が、「監査人の独立性確保を達成するための方策として十分なのか」という問題、監査役の関与の程度は十分なのか、もし、監査役の関与の程度が不十分だと

すれば、十分とするための手段としてどのようなことを考えていく必要があるのか、こういったことを議論する必要があると考えています。その点について、「論点2」で検討をしています。

「2. 監査役が主導するべきと判断する場合、どのような手段が考えられるのか、現行法の監査役の権限では足りないのか」というのが問題になります。現行法の制度は、会社法上の会計監査人の選任議案や報酬の決定は取締役が行いますが、監査役も同意権（拒否権）を持っています。しかし、監査役が主導権を担うためには、現行の同意権では不十分であり、決定権を付与する必要があるという見解があります。これが、「インセンティブのねじれ問題」として主張されているところだと理解をしています。

この見解の前提として、現行の同意権では監査役の関与は不十分であり、監査人の独立性確保に支障がある。監査役に決定権を付与すれば、「監査役の関与は改善され、監査人の独立性確保につながるのではないか」という認識があると考えられます。この「決定権を付与すべき」という考え方については、平成19年10月11日付の日本公認会計士協会が公表している「調査結果」でも同様の指摘があります。

「(2)現行の制度及び実務上の問題点」として、監査役に決定権を付与するという制度改正を行えば、監査役の独立性を確保することができるのか。監査役が監査人の選任・報酬決定について、主導的役割を担うことができない要因としては、この同意権と決定権の違いだけなのか、それ以外に要因は存在しないのかという指摘をしています。監査役が主導的役割を担うことによって、監査人の独立性を確保するためには、次の問題点を解決する必要があるのではないかと考えられます。「①」から「④」の四つを挙げています。

「①監査役の特長性の問題」、監査役には、適切な会計監査人を選んで、適切な報酬額を決定するだけの知見・能力が備わっているのか。それがなければ、結局、経営者の提案したものがそのまま通るという状況になってしまうのではないかとこの疑問があります。

「②監査役の独立性の問題」、監査役が経営者から独立していなければ、形式的な決定権が監査役に移るだけで、実態は変わらないという恐れがあります。監査役の関与が十分になされたとしても、監査人の独立性確保には結局つながらない恐れがあるのではないかとこの疑問があります。

「③監査役への情報伝達の問題」、監査役は決定権を付与されたとしても、決定をするのに十分な情報を得ることができなければ、結局適切な判断をすることはできないのではないかと、それでは状況は変わらないのではないかと。「決定権の付与」という制度改正を行えば、それに伴い、当然社内での情報の伝達も変わるのではないかとこの指摘も考えられますが、果たしてそう考えていいのか。それに加えて、何らかの社内体制の整備を伴う必要があるのではないかとこの疑問があります。

「④監査役の積極的関与の問題」、決定権を与えることにより、実際に監査役は積極的に監査人の選任・報酬決定に関与することになるのかという疑問があります。決定権が付与されることになれば、原案の作成に監査役が責任を持つようになり、そのため、監査人

の選任や報酬額について株主が株主総会で質問をしたときには、監査役が説明をすることになると考えられます。監査役が原案の作成に責任を持つようになることや、株主総会において説明義務を負うことがインセンティブとなり、監査役が積極的に関与することにならないのかということが考えられます。

結局は、監査役の自覚の問題が重要かもしれませんが、自覚を促すために、「決定権の付与」という明確なメッセージを送る必要があるのではないかという考え方もありません。

矢印の指摘は、上記の「①」から「④」の問題は、現行法上の同意権にとどまるがゆえに発生する問題であり、決定権を付与することにより解決するのかどうか、必ずしも明らかではない部分があります。ただし、決定権を付与することにより、原案の作成に監査役が責任を持つようになり、監査役に監査人の選任・報酬決定に積極的に関与するインセンティブを与えなければ、現状は何も変わらないのではないかと考えられます。決定権の付与により、社内での情報伝達のルートも変わるし、そのような役割にふさわしい者が監査役に選ばれるようになるという考え方にも一理あるのではないかと考えられます。

この考え方に基づいて、「決定権を付与すべき」という政策的判断があり、それに伴って、初めて上記の「①」から「④」の問題を解決するための社内体制、体制整備を促す環境が整うというのが、現実に即した解決法ではないかという考えもあります。すなわち、現行の同意権のままでは、会社がそのような体制整備を行うのは現実には難しいのではないかと。

12 頁の「脚注 8」に書いていますが、同意権のままでは、監査役は監査人の選任・報酬決定のプロセスに積極的に関与するインセンティブがなく、積極的に関与しない以上、監査役の専門性や独立性は問題とされないし、監査役への情報伝達の必要性も、会社としては感じないという悪循環から抜け出せない。こういった現状認識が正しいとすれば、今のままでは会計監査人の独立性を十分に確保することができず、この悪循環を断ち切るためには、決定権の付与が必要ではないかという考え方にも一理あると思われれます。

「(3)監査役に決定権を付与する方法と法的論点」、「Q・1・2」として、会計監査人の選任議案・報酬の決定権は、業務執行に属する事項ではないか。「そのような業務執行に係る権限を監査役に付与することができるのかどうか」という法的論点が考えられます。

これについては、会社の政策決定の二元化をもたらすものではないので、立法論としては、監査役にそのような権限を付与することは不可能ではないのではないかと。監査役は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性をチェックする役割を負うことから、会計監査人の報酬の決定権も、その役割の延長として関連するという考え方もあり得ます。そうすると、現行の同意権では不十分であり、決定権を付与すべきかどうか、また、監査役はどのような資質を備えているのかどうかという政策的判断の問題が大きいかもしれません。

「Q・3・4」として、会計監査人の選任議案・報酬の決定を監査役が行う場合、「金融商品取引法上の監査人の選任議案・報酬の決定も監査役が行うべきではないか」という

考え方があります。そのために、何らかの制度改革が必要ではないか。この問題については、会社法上の会計監査人と金商法上の監査人は、現在は事実上同一であると考えられるので、特段の制度改革は不要ではないかという考え方があります。もちろん、制度改革をするべきだという考え方もあります。

「(4)諸外国の状況」について簡単に説明をします。諸外国においても、監査人の独立性確保を重視しており、そのためには、「経営者ではない非業務執行役員が監査人の選任・報酬決定に関与すべき」という根本的な考え方は共通すると考えられます。ただし、具体的にどのように関与するのか、関与の仕方や方法については、各国によりさまざまな部分があります。これについては、「資料2 諸外国の状況」で一覧表を用意しましたので、これに沿って説明をします。

項目の上から三つ目に、「会計監査人の選任」があります。アメリカについては、監査委員会が選任します。ドイツについては、株主総会において選任、ただし、上場会社については、コーポレートガバナンスコードにおいて、監査役会が指名することが提案されています。イギリスについても、株主総会において選任という会社法上の規定になっていますが、上場会社については、監査委員会の提案に基づいて、議案を提出することが規定されています。フランスについても同様で、株主総会において選任しますが、資金公募会社、いわゆる上場会社については、会計監査役選任の議案作成の決議に、業務執行者は参加できないかたちで規定されています。

2頁の上から二つ目に、「監査報酬の決定方法」をまとめています。アメリカについては、監査委員会が決定します。ドイツについては、監査人と会社との間の契約で、監査役会がその契約を締結することとされており、報酬もその一環として監査役会が決定します。イギリスについては、株主総会の普通決議により報酬の額、または決定の方法を定めるかたちになっていますが、上場会社については、監査委員会の承認が求められ、監査委員会の関与が規定されています。

フランスについては、若干違ってきます。基本的には経営者サイドと会計監査人との契約というかたちですが、そのための合意形成の手順が決められています。仮に争いがあれば、第三者機関が関与し解決するという手続が用意されています。

諸外国の状況としては、アメリカやドイツのように、明確に非業務執行役員に決定権を付与するという方法もあれば、イギリスのように、ある程度会社の自主性に任せて、会社を通じて資本市場に委ねるという方法を取っているところもありますし、フランスのように、報酬額について争いがあれば、第三者機関に委ねるという方法を取っているところもあります。

「資料1」に戻ります。「論点3」として、監査役が主導的役割を担うために、必要な社内体制の整備としてはどのようなものがあるか。あるいは、このような社内体制の整備を行えば、現在、監査役が主導的役割を担うことができない要因を取り除くことにならないかということで、社内体制の整備について検討をしています。

この点については、岩原先生から指摘がありましたが、社内体制の整備をしっかりとしていけば、現行の同意権であっても、監査人の独立性を確保することは十分可能ではないかという見解も考えられます。

必要な体制の整備として、「(1)監査役に少なくとも1名、財務・会計・監査の専門的知見を有する者が必要か」という問題点が考えられます。会計監査人の報酬については、監査時間の見積りに単価を乗じて算出されるのが一般的と考えられるので、監査時間の見積りは、その会社に適した監査計画の作成とまさに表裏一体の関係にあると考えられます。

そういった意味で、会社の予算の観点だけでなく、監査計画の適切性の観点と両方の観点から見る必要があるのではないかと考えられます。監査役が適切な報酬額を判断するためには、監査計画が適切であることを判断する必要があると考え、ある程度の財務・会計・監査についての専門的な知見が必要になるのではないかと考えられます。

実際に、会社法上、「監査役または監査委員が、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実」は既に事業報告の記載事項とされているので、そういった意味で、「監査役に財務及び会計に関する知見があるかどうかは、重要な要素ではないか」という判断がなされていると思われまます。

そのような制度整備はあるので、仮に監査役に決定権が付与され、監査役が財務及び会計に関する知見を有することの必要性が広く認識されるようになれば、「会社は自主的にそのような者を監査役に選任するようになることが期待できる」という考え方もあります。

「(2)」は、監査役の経営者からの独立性の話です。監査役が、経営者から独立して判断ができる状況になれば変わらないのではないかと考えられます。この点については、矢印で書いているように、監査役会の半数は社外監査役であることから、独立性を確保するための制度整備としては、一応なされているという考え方もあります。ただし、「社外監査役の社外性が今のままで十分か」という議論は、当然あると思います。その点については、次々回の論点にしたいと考えています。

「(3)監査役が主導するのに必要な社内体制の整備」として、「①経営者側」は、監査役が報酬額や監査計画の適正性を判断するためには、必要な情報が監査役に届くようにする必要があるのでないかと考えられます。監査役が、会社内部の会計部門や内部統制部門等と連携できる体制の整備が必要ではないかと考えられます。それに加えて、監査役が監査人の選任・報酬決定について主導的な役割を担うことになると、補助スタッフの増員や調査費用の支出など、ある程度の予算の増額を要する可能性があります。

「②監査役側」としては、社外監査役は、経営者からの独立性は確保されているとしても、社内事情に精通しているとは限らないし、タイムリーに情報提供を受けるのは難しい状況があるのではないかと考えられます。他方、社内監査役は、事実上、選任議案・報酬決定において、経営者の意向に影響されるのが現実であることから、独立性についてある程度の疑問が残りがねません。

社外監査役と社内監査役には、双方の強みと弱みがありますが、これらを補完して、監

査役会の中で監査役がうまく連携をして、そこで適切な判断がなされれば、監査役会として経営者から独立して判断していると考えられます。このような議論を進めていくと、「監査役会をだれがリードするのか」という議論につながりますが、この点に関しても次々回のテーマにしたいと考えています。

「4. その他の論点」は、会計監査人の選任議案・報酬決定権限を、同意権から決定権に変えるという議論を進めてきましたが、少し視点を変えて、「株主総会で会計監査人の監査報酬を決定するという方法はどうか」という議論もあり得ます。

これについては、当然二つの考え方があります。「株主総会で決定すべき」という考え方としては、会計監査人は株主総会で選任されるのだから、報酬についても株主総会で決めるべきではないか、また、取締役や監査役は株主総会で選任されて、報酬も株主総会で決定されるのだから、同じように株主総会で決めるべきではないかという考え方です。

これに対して、「株主総会で決定すべきではない」という考え方としては、会計監査人の報酬の決定は、監査計画の適切性等も見なければいけないし、専門的な話であり、株主総会の決議にはなじまないのではないかと議論が考えられます。

もう一つの論点として、「監査役に決定権を付与とした場合、逆に取締役に同意権を与えるべきではないか」という考え方もあり得ます。これについても両論ありますが、「取締役に同意権を与えるべきだ」という考え方としては、現行法上、取締役が決定権、監査役が同意権として両者が関与するとされている以上、監査役に決定権を与えるのであれば、取締役に同意権を与えるべきではないかという考え方があります。

他方、「同意権を与えるべきではない」という考え方としては、取締役に同意権を持つと、結局、会計監査人の経営者からの独立性を確保するのが難しくなるのではないかとこの考え方もあります。私の説明は以上です。

2. 監査役と財務・会計の知見

事務局より、標題について説明があった。

事務局（伊藤専務理事） 今回の報告に関連して、追加資料として、「2007年における監査役制度運用実態調査」からの抜粋と、「株主総会前後のインターネットアンケート調査」の二点を配っています。「第8回インターネットアンケートの抜粋」の2頁、「5. 財務・会計に関する相当程度の知見について事業報告に記載をした」という会社は、全体で53.9%、上場会社で55.9%です。事業報告ではそのような結果が出ています。

もう一つ、私どもでは昨年、「2007年における監査役及び監査委員会の運用実態調査」という大規模な文書ベースの調査を行っています。ここでは、経理経験の「ある・なし」は、人数ベースで集計をしているので、「1社当たり何人いるか」は、この報告書には出ていませんがデータそのものはありますので、そこから引っ張り出したものです。回答会社数3,877社のうち、置いている会社2,831社、73.0%です。ここでは、経理・財

務だけでなく、監査・検査・審査・公認会計士・税理士を入れています。

従って、制度が変わることにより、この点が変わっていく面も併せて勘案いただければと思います。以上です。

3. 論点の整理—会社法と金融商品取引法の問題②（案）（日本公認会計士協会）

友永委員より、標題について説明があった。

友永委員 「資料3-1」です。本日の運営小委員会に向けて、論点整理の要点について、日本公認会計士協会としての意見案として、現在審議中のものを出しています。「監査役会に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することについて」を二つに分けました。

「会計監査人の選任議案の決定権を付与することについて」は、「経営者からの独立性を確保された社外監査役を中心とする監査役会が、会計監査人の選任議案を株主総会に提案する仕組みとすべき」というのが、協会の意見です。

前から紹介している「IOSCO」の専門委員会ステートメントに、「各国の法制度いかんにかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督すべき」という条項があります。会計監査人の選任権限が経営者に与えられている場合には、利益の相反が存在するので、上場会社の適正な財務報告を担保するうえでは、監査役会に会計監査人の選任議案の決定権を付与することにより、適切なガバナンス機能が発揮できる仕組みに変更すべきということです。

「報酬決定権の付与」の問題は、「監査報酬の決定は執行する側、経営者ではなく、監視する側である監査役会が監査報酬を決定する仕組みとすべきである」、これが協会の意見です。

現状、経営者、経理部門と会計監査人との間で、交渉により決定をしていますが、両当事者は監査される側と監査する側であり利益が相反する。監査報酬決定のプロセスに、両当事者に加えて（私どもの提案は「加えて」です）、株主の立場に立った監査役会が、最終判断者として関与することになれば、監査報酬の決定に実際的にも外観的にも透明性を与え、監査人の独立性の確保を図ることができるということです。

具体的には、「監査の実施と管理を円滑に行うために、経営者、経理部門と協議をしながら監査計画を作成していく」という現在の実務を変えるわけにはいきません。実際に経営者の作成する財務諸表の監査をするのは、経理部を中心とした会社の執行部の資料提出や、質問に対する回答が非常に重要な監査手続ですので、それは現状どおりに行います。

監査役会は、会計監査人に監査報酬の見積りとその根拠となる監査計画について説明を求め、他方、その妥当性を判断するために、経営者サイドからは、監査の効率性等の意見が出ると思うので、そういった経営者、経理部門の意見を求める。

監査役会は、両者との議論の結果に基づき、監査役会との連携に必要な時間が確保されているかどうかを含め、これはよく「監査役会には連絡がなかった」とか、「会計監査人から重要な事項について適時に報告がなかった」という話があるので、そういったことについて、十分な必要時間を監査役会自身が確保することを含めて、必要な監査時間の確保がなされているかどうかという観点から判断を行い決定することになると思います。

「現状、監査報酬はどのように決まっているのか」については、平成 16 年 3 月まで、協会の「標準報酬規定」がありました。これを参考とし、契約当事者間の協議で決定をしています。「標準報酬規定」は、2 年ごとに見直しをしていましたが、監査事務所のコストを負担するという基本的な考え方から、人件費部分、これが約 8 割、春闘の賃上げ率です。物件費部分 2 割は物価変動率により算定をするという考え方に基づいていました。ただし、実際の監査報酬は、前年の報酬を基礎にして経営者、経理部門と監査人との交渉により決定されてきたことが多いです。

平成 15 年の公認会計士法改正により、標準報酬規定が廃止されました。協会はそれに替わるものとして、「監査報酬算定のためのガイドライン」、タイムチャージ方式で算定する方法を現在推奨しています。しかしながら、実際の監査報酬の決定においては、従来の標準報酬規定が参考とされてきたこともあり、一方、監査人はタイムチャージ方式により積み上げの計算をしますが、実際に決まるのは、従前どおりの前年の報酬を基礎として両者の交渉で決定され、その差額は値引きというのが非常に多いと思われま

す。さらに、近時、「監査の品質管理」に厳しい、高い水準を求められ、複数の会計基準が毎年のように新規に適用されるという状況下であり、監査計画時の予定時間をはるかに上回る実績時間というのが現状です。ただし、予算との関係から、翌年の報酬において考慮してもらうこととして、追加請求をすることはほとんどありません。

経営者、経理部門は、「適切な監査時間の確保」という観点からではなく、同業他社との比較や予算、会社の業績への配慮から監査報酬を決定しようとする傾向にあります。監査報酬は、企業の財政状態、経営成績等の状況を適正に表示しているかどうかについて、意見を表明することに対する対価であり、「資本市場に対するコストである」と私どもは考えています。

監査はリスクアプローチによって実施されるため、業績の悪化等により財務情報の虚偽記載のリスクが高まることになれば、追加的な監査手続を実施し、監査時間も相当増加せざるを得ないということで、こうした必要な時間に対しても報酬は支払われるべきであると考えます。会社の財務内容によって減額されたり、副次的なアドバイス機能の評価によって支払われるべきものではないと考えています。

「別紙 1」は、標準報酬規定の決定の方式です。最後に改定が行われたのは平成 14 年 4 月です。「基本報酬」と「執務報酬」があり、執務報酬は時間、日にち別に積み上げていくという計算です。平成 14 年 4 月は 3.4%の上昇ということで、標準報酬規定の改定が行われました。下の表は、「証券取引法・連結財務諸表提出会社の平均値」ということ

で、約4千社弱の平均値を採っていますが、平成14年3月期は約半分が基本報酬です。これは一部上場会社と非上場会社との差がわずかしがなく、一部上場会社というのは、1兆円の企業も100億程度の企業も同じ金額を請求していたという事情があります。

平成19年3月期は、3,699社の報酬平均額は2,800万余りです。これについては前年対比で、平成17年3月期から11.5%、5.4%、17.3%と若干増加をしていますが、監査時間の増加もこの数年で増えています。時間単価については、一時増加の傾向があったものの、平成13年3月期より低くなっています。

この表は、協会が金融庁に提出する「監査概要書」に基づいて集計をしています。そういった関係でこれは契約別です。例えば「別紙2」で示しているように、有価証券報告書に「監査人に支払った報酬」ということで、ガバナンスの状況のところに記載する金額とは若干分類が変わっています。ただ、過年度の数字については、有価証券報告書の記載事項となる前の部分がありませんので、協会の資料を使っています。

もう一つ、この表を読む場合には、売上高の比で集計を始めたのが平成16年3月以降ですが、この中には区分が1兆円以上の売上高の会社、最高報酬額という数字も出しています。平成16年3月期の最高額が2億2,600万円、平成19年3月期が31億5千万円ということで、巨大企業において、急激に監査報酬が増加しています。これはSEC関係の登録会社の影響だと思いますが、その辺りの影響を排除していませんので、監査報酬が増加しているように見えますが、SEC登録会社を排除すると若干違った数字になると思います。その辺りの計算は今後やっていこうと思っています。

3頁に戻って、「(4)同意権ではなぜいけないのか」ですが、先ほど引用した、協会が実施した「報酬等の同意権に関する調査結果」があり、適用初年度の監査契約締結前に監査役等からの監査報酬についての相談を受けた割合を調べています。調査対象全体の3分の1という数字になっています。会計監査人と経営陣との間で見解の相違、要するに金額についての相違がある場合で監査役と意見交換を行った率は、半数弱という回答です。

このように、同意権の付与だけでは、監査役が経営者の決定した監査報酬を適切でないと考えたとしても、それについての反証の材料がないということで、同意しないという結論にすることは極めて困難である状況ではないか。逆に、同意をしたことについての説明責任は問われないので、それはできるのではないかとということです。

そういう意味で、「同意権と決定権では大きな違いがある」と私どもは思っています。監査役に監査報酬の決定権を付与すれば、決定すべき監査報酬に関して、経営者・会計監査人に監査役に対する説明責任を負わせることになり、監査役は説明資料を請求することができるため、報酬決定プロセスにおいて監査役が十分にその期待される機能を果たすことができると考えています。

「(5)諸外国ではどのようになっているのか」は、米国では3名以上の独立の、財務上の知識を有する取締役によって構成され、そのうち、「少なくとも1名が会計もしくは関連する財務管理の専門能力を有しなければならない」とされています。

アメリカの場合、監査委員会はすべて非常勤の社外取締役ですので、その人たちが実際に、自ら財務情報開示の正確性や質について保証する役割を担うわけではなく、「適切な財務情報の開示等については専門家に任せ、監査委員会はそうした専門家による財務情報開示手続の監視を主な任務としている」という考え方から、そのような規定になっていると解釈をしています。

EU については、「EU 第 8 号指令」、これは各国における自主性をかなり認めたかたちではありますが、「1 名は独立性があること、かつ会計及び監査の能力があること」を条件としています。

市場の国際化に対応して、日本においても同様のガバナンス機能を果たすことが求められています。日本において、監査役会設置会社が支配的な現状において、こうした機能を担うのは監査役しかないのではないかと考えます。

次に、「監査役と財務・会計の知見」ですが、監査役会は、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断する責務があり、会計監査人は、必要かつ十分な情報提供と説明責任を負っているという関係にあります。監査役会が相当性の判断を実効性を持って行うということは、現在でも、「少なくとも 1 名の財務・会計の知見を有する者が選任される必要がある」と言えます。監査報酬の見積りの基礎となる監査計画の妥当性の判断にあたっての必要な知見とは、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断するに必要な知見と同等程度のもので考えています。

諸外国では、経営者、内部監査部門、外部監査人に監査委員会への説明責任を負わせることで、監査委員会が必要とするすべての情報を入手できる仕組み、有効に機能する仕組みを作ることに主眼が置かれています。監査役が会計監査人の報酬決定権を持つことにより、経営者・会計監査人に監査役に対する説明責任を負わせ、両者から聴取した内容に基づいて判断をすることは、アメリカにおいて非常勤取締役が行っていることですから、日本の監査役会には常勤監査役がいることから考えて、決して無理なことではないと考えています。

経理担当役員経験者や公認会計士の社外監査役への就任状況を見ても、「監査役のうち 1 名の専門性を満たす」ということは、さして困難なことではないと考えています。報酬決定権に伴う監査役の責任は、適切なデュープロセスを経て決定していない場合に問われるものであり、会計監査人の監査の失敗についてまでもその責任があるというものではないと考えています。

「別紙 2 監査証明報酬上位企業」は、すべて SEC 登録会社です。非 SEC 登録会社との報酬の格差には歴然としたものがあり、「企業規模」という感覚からすると、これだけの差があるということです。私からの報告は以上です。

4. 意見交換

説明後、意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 経営者、監査役、会計監査人がしっかりした意識をもって職責を果たしていれば、インセンティブのねじれが会計不祥事の原因になることはないが、すべての会社がそうであるとは限らず、会計不祥事の原因になることも否定はできないため、監査役に会計監査人の選任議案及び報酬の決定権を与えることにはそれなりに意味があるのではないか。決定権を与えれば、会計監査人の選任プロセスと報酬決定プロセスについても、直接的責任を負うということが明らかになり、監査役にその任務の重要性を一層迫ることができるのではないか。
- ・ 監査報酬については、リスクアプローチの観点からは、タイムチャージの仕組みが本来あるべき姿ではないか。不祥事を起こしそうな会社は当然監査時間も増やすべきであり、逆に内部統制がしっかりしている会社は、監査役から見て「タイムチャージはこうあるべきだ」と提案するような、タイムチャージの仕組みを適切なものにしていく必要があるのではないか。
- ・ 「財務・会計に対する知見」については、例えば選任権、あるいは報酬決定権を監査役に与えれば、少なくとも上場会社においては、必然的に知見のある人が選任されるのではないか。規定として設けることも考えられるが、結果的には不可避になるのではないか。
- ・ 同意権を適切に行使すれば決定権と実質的に変わらないのではないかとこの意見もあるが、その前提として、監査役に対して事前に財務部門からきちんと情報や説明がなされて、本当に会計監査人の報酬や選任を判断するための体制ができているということが必要である。一方で、そうした体制が必ずしも整備されていない会社もあるものと思われ、執行側の提案を実質そのまま鵜呑みにして同意するケースもあり得るのではないか。そうしたことを全体的にいかにか矯正していくかが一番大きな目的であり、その意味からすれば同意権と決定権には大きな違いがあるのではないか。決定権が付与された場合は、監査役としてより主体的な行動が求められるのではないか。
- ・ 監査する側の公認会計士の立場からみて、報酬を経営側が決定するほうがいいのか、あるいは監査役が決定するほうがいいのか、どちらが仕事がやりやすいかという問題も重要ではないか。公認会計士の立場からも、監査役が決定したほうが監査がやりやすいという意見があることは拝聴すべき点ではないか。
- ・ 取締役側が監査の報酬を決定することは、最終的には、会計不祥事になることも否定しきれないという意見があるが、何がどのように問題になるのか。
- ・ 例えばオーナー会社においては、上場していたとしてもオーナーである経営者は絶対的な存在であり、その経営者が会計監査人の指摘に対して、会計監査人の交代を示唆するということが現実に起こり得る。その際に、会計監査人から、「では辞任する」とは実際にはなかなか言えないのではないか。

- ・ 公認会計士監査審査会による調査の結果、中小監査事務所の実例として、会計監査人の交代を示唆されたことで意見を変えたという例があり、公的機関の調査からもそうした実態があることが分かっている。
- ・ 会計監査人のほうから監査契約の締結を拒否すれば会社は法定監査を受けられないことになり、むしろ契約上の交渉力は会計監査人が有しているのではないか。
- ・ 数年前に「監査難民」が問題視されたことがあるが、そのような問題が起こるところまで行くことが本当に良いのかということは考えるべきではないか。会計監査は公共財でもあり、契約自由の原則があるからといって、監査契約を安易に拒否するわけにはいかないのではないか。
- ・ 理想論としては、監査契約を締結できないような会社は市場から撤退すべき会社であるといえるのではないか。「監査難民」になったとしても、それは自業自得として淘汰されるべきだというのが資本主義の発想ではないか。そうした建付けにしない限り、レベルの低い会社も許容されるということになってしまうのではないか。
- ・ 会計専門職としての公的立場を踏まえれば、立法的には、当然拒否すべき話だという建て付けになるのかもしれないが、現実には「折れる」という選択しかないのが実情ではないか。
- ・ 会計監査人の報酬の決定権を監査役に与えたとしても、実際の監査計画や見積り段階での細かい交渉はこれまでどおり、経理部などが行うことになるのではないか。そうであれば、執行部門の意見を採り入れずに決定されることはあり得ないのであり、仮に監査役に決定権を移すこととなったとしても、取締役会に同意権を残すことを検討する必要があるのではないか。
- ・ 監査役が決定権を持ったとしても、執行部の同意がなければ現実の実務は動かないのであり、取締役会に同意権を与えるということも考えられるのではないか。
- ・ 会計監査人の報酬は、副次的なアドバイス機能の評価によって支払われるべきものではないとの意見があるが、現実にはどのような運用がされているのか。
- ・ 会社が、会計監査人に対して指導的な機能という期待を持つのは当然であり、そうした要望があることは会計監査人側でも十分承知している。監査全体の中で結果としてそうした機能を果たす場面はあると考えられるが、副次的なアドバイス機能についての請求は現実には行われていない。
- ・ 監査契約の締結前の段階で、監査役と意見交換したのは半数程度との調査結果もあるが、意見交換の働きかけは会計監査人側から行われているのか、それとも監査役からなのか。いわば駆け込み寺としてどの程度監査役は機能しているのか。
- ・ 働きかけは、両方から行われるのではないか。ガバナンスの実効性があり監査役が適切に機能している会社では、会計監査人の期待も大きいですが、そうではない場合には会計監査人が監査役に相談や意見交換することもないため、意見交換する場合としない場合が半分に分かれるのではないか。

- ・ 監査役が駆け込み寺として機能するのであれば、現行の同意権でも決定件と同様の機能を果たすことができるのではないかと。
- ・ 監査役協会による「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」の結果によると、会計監査人の報酬同意にあたって、取締役から監査役に対する情報提供があったとの回答は88.7%だが、会計監査人から監査役に対する情報提供があったとした回答は44.5%にとどまっている。決定権が監査役に付与されることで、会計監査人から監査役に対する情報提供が拡充されるということは考えられるのではないかと。
- ・ 監査役としても意識の持ち方に差異があり、会計監査人としては、いろいろ説明をしても、そのあとに何らアクションがないということがずっと続くと、積極的に向き合って連携を取るということにはなかなかならないのではないかと。逆に監査役のほうからも会計監査人に対して同じような意見が出ることも考えられる。実際にはそうした監査役と会計監査人の連携が機能しないケースも多いのではないかと。そうした状況を改善するためにも、同意権ではなく決定権を付与することで監査役と会計監査人の連携の必要性を高めることが必要ではないかと。
- ・ 会計監査人の報酬を決定する一番大きなポイントは、監査にどの程度の日数をかけるかであり、その適切性についてのヒアリングが重要な点である。従って、監査役に決定権が付与されるとなると、監査役あるいは監査役会が、監査の視点からどうしてそういう日数になるのかを具体的に相当細かく聞くことになる。この点の違いを認識することが重要なのではないかと。
- ・ 会社側の信用の問題として、会計監査人を交代させるというのはどういう評価を受けると考えられているのか。
- ・ 現実には意見が合わないことが原因で交代することはほとんどないのではないかと。
- ・ 例えば、大手の監査法人から、突然中小規模の監査法人や個人の公認会計士に交代する場合には、金融機関が難色を示すことも考えられるため、現在はあまりそういった形の交代はないのではないかと。
- ・ 会計監査人の交代案件は相当数ある。会社の評価が落ちるという面は確かにあるが、現状では、監査の引き受け手がいるという状況である。今後問題が発生するなどすれば、状況は変わってくるかもしれない。
- ・ 交代を示唆された経験をもつ公認会計士は相当いるのではないかと。以前に比べると会計監査人の交代に抵抗を感じる会社は減少しており、自分たちの意見を聞いてくれる会計監査人を探すという実態はあるのではないかと。そうした行動を採る会社の問題があるのは当然だが、一方でそうした会社の監査を受ける会計監査人側の問題や監査役の独立性の問題など、実務的な問題はあるにせよ、少なくとも資本市場が必要とするガバナンスの枠組みという観点からは、監査役に決定権を与えることが必要ではないかと。
- ・ 現在の会計監査は、業務執行側が会計監査人に頼んで自らやっている行為であり、会

計監査人という第三者にチェックをお願いしているという構造、つまり、業務執行の枠組みの中に会計監査が入っているという構造になっているのではないか。従って、その報酬については依頼する側が決めるというのが自然な流れではないか。

- 会計監査人と接触する窓口になっているのは、通常、執行部側の経理部や主計部といった部門であり、監査役は頻繁に会計監査人と接触しているわけではないことから考えると、監査役が会計監査人の選任なり報酬決定をできるだけの情報や判断材料を持ち合わせているのかという問題があるのではないか。現行法でも同意権に基づいて提案を拒否すれば取締役はそれに拘束されるという、大きな権限を持っていることから、相当なチェック機能を持っているといえるのではないか。
- 昭和 49 年の商法改正により、執行からの独立性を担保するために、会計監査人は株主総会で選任するものとされたことから、業務執行側が自らやることを会計監査人に委ねる構造になっているという考え方は採れないのではないか。ただ、選任するのは株主総会だが、実質的にそれを株主総会に提案する人間が権限を持っているという意味で、これを執行から切り離して、完全な独立性を持たせる構造に変えようという事で決定権の監査役への付与が提案されているということではないか。
- 監査役に決定権を移し、取締役会に同意権を与えてはどうかとの意見もあるが、現実には力を持っている人間が同意権を持つのは、決定権と同じ評価ができるが、そうではない人間が同意権を持つことには違いがあるのではないか。その意味では、現実の業務執行面での力を持っているわけではない監査役が決定権を持つことの意味合いは大きいのではないか。
- 会計監査人の監査というのは、会社の業務執行の一部ではない。会社がしていることを保証して、担保しているのであり、コンサルや会計顧問としての位置付けとは異なる。
- 契約自由の原則に則り、監査の現場で問題があったときには会計監査人の方からノーと言えば良いという意見もあり、当然にそのような運用がされていなければならないと考えられるが、重要なことは、会計の不祥事を起こさないようにする、その可能性を高めていく制度の環境をいかに整えていくかということではないか。そのために、独立性を高めるなど制度設計を図っていくことが重要ではないか。
- ねじれの問題は、経営者を監視する立場にある監査委員会などに責任を持たせることによってねじれを克服していくことが、諸外国の趨勢でもあり、これらも踏まえていくことが望ましいのではないか。立法論としては不可能ということではなく、政策判断や具体的な制度設計の在り方の問題ではないか。仮にねじれを解消していったら、監査役の現状に照らして、あまり役割を果たしていないという実態があるとすれば、その実態をどう変えていくのが良いのか、どうしたら変えていけるのかという観点で議論を進めていくことが重要ではないか。公認会計士法改正の附帯決議において、引き続き検討を行い早急に結論を得るということが謳われてから、既に 1 年以上が経過し

- ているという状況も踏まえ、早急な検討が必要ではないか。
- 同意権を決定権に変えることによって期待される効果については、監査役が主体的に原案を起草していくということが考えられるのではないか。必ずそういう実務になるとはいえないが、少なくともそういう可能性は高まるのではないか。そういうところから、監査役の積極的な関与が期待されていくのではないか。
 - 業務執行側に同意権を与えた場合、取締役がチェックする側に回ることで場面が限定されているとはいえ、この場合だけ取締役と監査役の関係が逆になり、監査役は横から見ていて、取締役は現実に執行するという理念的な違いがあいまいになってしまうのではないか。例えば、代表訴訟の際に監査役が業務執行的な行為をする際にも、取締役会の承認や同意を取れという規定はない。改めて取締役側の同意を取るという規定を設けることの説明が難しいのではないか。
 - 取締役に同意権を与えなければならない理由がよく分からない。説明や意見を求めるということは必要だが、同意権を与えてしまうと結局ねじれが起きることではないか。
 - 株主総会が会計監査人の報酬を決めるという案は考えられないか。
 - 会計監査人の職務は、リスクアプローチで監査をするのであり、リスクの有り様で内容は変動するというのが本来の姿である。それを株主総会が決定するというのは全くなじまないのではないか。監査に関する専門性も知識もなく、どこに時間がかかるのかといった分析を物理的に行うこともできないのではないか。
 - 監査役会なり監査役の機能が極めて充実し、なおかつその業務が立法に則して、責任を持って同意するというかたちで監査役会なり監査役が動く会社と、同意というのだからただ同意しておけばいいという会社では同じ同意権でも意味合いが異なるということは考えるべきではないか。

以上